

議員提出議案第1号

大阪市会議員定数及び各選挙区選出数に関する条例の
一部を改正する条例案

本案を別紙のとおり提出する。

令和4年2月10日

大阪市会議長 丹野壮治様

提出者

山下昌彦	辻 淳子	岡崎 太
藤田あきら	竹下 隆	野上らん
高見 亮	ホンダリエ	飯田哲史
佐々木りえ	大内啓治	東 貴之
木下 誠	大田和美	片山 一歩
出雲輝英	大橋 一隆	杉村幸太郎
梅園 周	上田智隆	金子恵美
藤岡寛和	杉山 幹人	宮脇 希
岡田 妥知	高山美佳	吉見みさこ
海老沢由紀	大西しょういち	坂井 はじめ
くらもと隆之	黒田 まりこ	伊藤 亜実
原口悠介	山田 はじめ	西 拓郎
塩中 一成	橋本 まさと	小 笹正博
土岐 恭生	西崎 照明	西 徳人
山田正和	永田 典子	永井 広幸
山本智子	岸本 栄	杉田 忠裕
明石直樹	八尾 進	辻 義隆
中田光一郎	今田 信行	山口 悟朗
小山光明	北野 妙子	森山 よしひさ
前田和彦	多賀谷 俊史	川嶋 広稔
福田武洋	新田 孝	木下 吉信
足高將司	加藤 仁子	有本 純子
永井啓介	花岡 美也	石川 博紀
太田晶也	武 直樹	田中 ひろき
松崎 孔	荒木 幹男	

(別紙)

大阪市会議員定数及び各選挙区選出数に関する条例の一部を改正する条例

大阪市会議員定数及び各選挙区選出数に関する条例（昭和26年大阪市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第1条 本市会議員の定数は <u>81人</u> とする。 第2条 各選挙区から選出する議員数は、次のとおりとする。 選挙区 議員数 [略] 港 区 <u>2 人</u> [略] 西 成 区 <u>3 人</u>	第1条 本市会議員の定数は <u>83人</u> とする。 第2条 [同左] 選挙区 議員数 [同左] 港 区 <u>3 人</u> [同左] 西 成 区 <u>4 人</u>
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

説 明

市会議員の定数及び各選挙区選出数を変更するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。